

積雪寒冷地港湾・空港等の地域振興のための助成要綱

1. 目的

この要綱は、一般社団法人寒地港湾空港技術研究センター（以下「センター」という）が行う積雪寒冷地港湾・空港等（港湾、海岸、空港、鉄道、漁港及び海洋の開発を含む。以下同じ）の地域振興のための助成に関し必要な事項について定める。

2. 助成の対象

積雪寒冷地の港湾・空港等の利活用及びこれらを核とする地域振興に係る調査研究を進める上で参考となる活動の内、以下の項目を助成の対象とする。

(1) 港湾・空港等でのイベントの開催に関するもの

(2) みなとオアシスの利活用に関するもの

(3) その他、港湾・空港等の利活用及び港湾・空港等を核とする地域振興の目的に合致するもの

なお、対象地域は北海道とする。

3. 助成対象者

助成を受ける者（以下「助成対象者」という）は、各界の有識者及びこれらの有識者からなる団体とする。

4. 申請方法

助成を受けようとする個人又は団体の代表者は、（一社）寒地港湾空港技術研究センター助成申請書（様式-1）（以下「申請書」という）に必要な事項を記入し、必要な資料を添付して、センターが定める期日までにセンターへ提出しなければならない。

なお、申込み件数は、個人又は団体当たり 1 件とする。

5. 公募・審査・通知

(1) センターは、助成の申請をセンターホームページで公募する。

(2) センターは、受理した申請書についてセンター常任委員会の意見を聞き、助成の採・否並びに助成額をセンター理事長が決定する。なお、センターは助成の決定に当たり助成対象者に必要な条件を付することができる。

(4) センターは、採・否の理由等についての問い合わせには応じない。

(5) 採択された活動に関する助成対象者の名前、所属、活動名、活動の概要は公表する。

6. 助成期間及び助成額

- (1) 助成期間は、助成決定通知がなされた年度末までとする。
- (2) 助成金額は1件につき原則として30万円以内とする。
- (3) 助成対象者は、前年度に継続して助成を受けようとする場合においては、毎年、単年分を対象として「申請書」を提出しなければならない。
- (4) 同一の活動内容による助成は、3回までとする。

7. 助成方法

- (1) 助成対象者は、助成額及び必要な条件の決定通知を受け、これを承諾した場合は、すみやかにセンターに請書（様式-2）を提出しなければならない。
- (2) 助成金は、原則として着手時に全額を交付する。
- (3) 助成金は、助成対象者指定の口座への振り込みを原則とする。
- (4) 助成対象者は、助成金の振込みを確認し次第、すみやかにセンター会長宛の領収書を提出しなければならない。

8. 助成調査研究の履行

助成対象者は、本助成要綱、公募案内、申請書に記載された内容及び助成額並びに必要な条件の決定通知等に従って誠実にこれを実施しなければならない。

9. 助成調査研究の報告

- (1) 助成対象者は、センターが定める期日までに成果報告と助成に関する決算報告書を提出しなければならない。
- (2) センターから要請があった場合、助成対象者は成果報告に係るセンター機関誌の掲載原稿を作成・提出しなければならない。なお、掲載原稿をもって成果報告に代えることができる。

10. 権利等の帰属

- (1) 助成の成果は特に定めのない限り助成対象者に帰属する。
- (2) 助成の成果により生じた事故等に関する責任をセンターは一切負わない。

11. 助成金の使途

- (1) 助成対象者は、助成金を、当該活動に直接必要な経費以外には使用してはならない。

(2) 助成対象者は、交付された助成金について余剰額が生じたときは、指定した期限内にその額を返却しなければならない。

12. 決定の取り消し

(1) センターは、助成対象について、下記の事項が発生したときは、助成の決定の全部若しくは一部を取消し、又はその決定内容若しくはこれに付した条件を変更する。

- i. 助成金の他用途への流用
- ii. 助成金の決定の内容又はこれに付した条件への違反
- iii. 決定後の事情変更により、助成対象者が助成対象活動を行うことが困難となったとき
- iv. センターが定める期日までに成果報告が提出されなかったとき

(2) 助成対象者は、センターが助成の決定を取り消した場合には、当該取消しに係る部分に関して交付した助成金をセンターが定める期限までに返還しなければならない。